和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休２日制工事」
実施要領（全部改正）

（趣旨）

第１条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制工事」を実施するものである。

本要領は、和光市が発注する建設工事（上下水道部が発注する建設工事を含む）のうち、土木及び設備工事（建築附帯設備工事を除く）において、「週休2日制工事（以下、週休2日制工事と呼ぶ。）」を実施するために必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）週休２日制工事

完全週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

（２）週休２日制工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間において、全ての週で2日以上の現場閉所を行うことをいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、月ごとに4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

③通期の週休２日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日））以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

３）現場閉所

対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

（3）週休2日制工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式。

１）週休2日

①完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに4週8休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら4週8休以上の休日（休日率が28.5%（8日/28日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

２）対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

３）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

（4）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

（5）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

（対象とする工事）

第3条　週休2日制工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日制工事としないことも可能とする。なお、発注者は、入札公告及び特記仕様書に別紙1のどちらかを記載する。

＜対象外工事の例＞

・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
・対象期間が1週間未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第4条 受注者が、1年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事で週休2日工事を達成したものとみなす。

※ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・・
労使協定を締結することにより、1 箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（監督員への報告）

第5条 受注者は、工事完成時に様式1（「週休2日工事 取組報告書」）により週休2日工事の実施状況を監督員に報告する。

（工事成績評定における評価）

第6条 提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第7条 その他必要な事項は別に定める。

附則
本要領は、令和8年4月1日から施行する。
本要領は、令和8年10月1日から施行する。

別紙1

（入札公告及び特記仕様書への「週休2日制工事」である旨の明示）

＜入札公告＞

21 その他

(5) 本工事は、和光市建設工事（土木・設備工事）における「週休2日制工事」の実施対象工事である。

＜入札公告＞

21 その他

(5) 本工事は、「週休2日制工事」の対象外工事である。

＜特記仕様書＞

（週休2日制工事）

本工事は、「週休2日制工事」の実施対象工事である。実施にあたっては、和光市建設工事（土木・設備工事）「週休2日制工事」実施要領によるものとする。実施要領は、和光市ホームページで確認のこと。

和光市ホームページ

https://www.city.wako.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1009439/1009627.html

＜特記仕様書＞

（週休2日制工事）

本工事は、「週休2日制工事」の対象外工事である。

（様式１）和光市建設工事（土木・設備工事における）「週休２日工事」における実施要領
第５条関係

週休２日工事 取組報告書

工 事 名	
工事場所	
工　期	
対象期間	
受 注 者	
取組内容	□ 週休2日工事の実施状況について、以下のとおり報告します。 □ 現場閉所型 □ 完全週休2日　（期間:　　～　　） □ 月単位週休2日（期間:　　～　　） □ 通期週休2日　（期間:　　～　　） □ 交替制 □ 完全週休2日　（期間:　　～　　） □ 月単位週休2日（期間:　　～　　） □ 通期週休2日　（期間:　　～　　） ※複数の方法で実施した場合は、方法ごとに実施した期間を記入して下さい。 --- □ 本工事における週休2日工事に類似する取組として、以下のとおり報告します。 （取組の概要: 例）1年単位の変形労働時間制により、○月～○月に週休3日を確保。） --- □ 本工事では、週休2日工事に取り組みましたが、下記理由により実施ができなかったため、報告します。 （理由:）